

やっかん

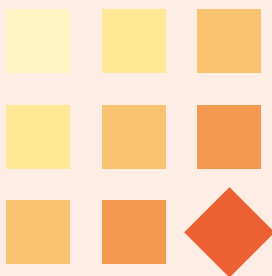
ご契約のしおり・約款

病気やケガで働けなくなったときの

給与

サポート保険

無配当〈就労所得保障保険〔無解約払戻金〕〉



この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続きなどをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり

- 主な保険用語のご説明…………… 6

「給与サポート保険」について

- 「給与サポート保険」の特長としくみについて …… 10
- 「給与サポート保険」のお支払について …… 11
- 法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更について …… 18

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について…………… 19

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の
具体的事例…………… 22

お申込にあたって

- 生命保険募集人について…………… 25
- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）… 26
- 保険料などをお払込みいただく際のご注意…………… 27
- 保険証券などについて…………… 27
- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、
新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ…………… 27
- 告知と告知義務について…………… 28
- 告知が事実と相違する場合…………… 30
- 保障の開始…………… 31

保険料のお払込について

● 保険料のお払込方法（回数）	32
● 保険料のお払込方法（経路）	32
● 保険料の前納	33
● 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱	34
● 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効	35
● ご契約の復活	36
● お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合	37

ご契約後について

● 解約と解約払戻金について	39
● 減額について	39
● 給付金等のご請求手続について	40
● 事実の確認について	40
● 給付金等のお支払の時期について	40
● 「指定代理請求特約」について	42
● ご契約の内容の変更	45
● 管轄裁判所について	45

その他生命保険に関するお知らせ

● 被保険者による解約請求について	46
● お受取人による保険契約の存続（介入権）について	47
● 個人情報の取扱いについて	48
● 特定個人情報等の取扱いについて	52
● 「米国内国歳入法」（米国税法）の対応について	53
● 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづく取引時確認について	55
● 「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について	57
● 「生命保険契約者保護機構」について	59
● 税法上のお取扱について	63

約款・特約条項

「給与サポート保険」

就労所得保障保険〔無解約払戻金〕普通保険約款	66
------------------------	----

その他特約条項

指定代理請求特約	83
団体取扱特約〔A〕	86
団体取扱特約〔B〕	88
集団取扱特約〔就労所得保障保険〕	90
保険料口座振替特約	93
保険料クレジットカード支払特約	98
責任開始期に関する特約	102

別表

別表	106
----	-----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

① 保険用語の意味を知りたい

主な保険用語のご説明

P6

② 申込を撤回したい

クーリング・オフ制度

P26

③ 健康状態などの告知について知りたい

告知と告知義務について

P28

④ いつから保障が開始するのか知りたい

保障の開始

P31

⑤ この保険のしくみが知りたい

「給与サポート保険」

P10

保険料について

⑥ 保険料の払込方法
を変えたい

保険料の
お払込方法(回数) P32

保険料の
お払込方法(経路) P32

⑦ 効力を失った保険を
もとに戻したい

ご契約の復活 P36

ご契約後について

⑧ 給付金などの請求手
続について知りたい

給付金等のご請求
手続について P40

⑨ 給付金などが受取
れないケースについ
て知りたい

お支払いできない
場合について P19

お支払いできる場合、
またはお支払いできな
い場合の具体的事例 P22

⑩ 受取人が請求できない
場合の給付金などの受
取りについて知りたい

「指定代理請求特約」
について P42

⑪ 保険を解約したい

解約と解約払戻金
について P39

⑫ 保険料や給付金など
にかかわる税金につ
いて知りたい

税法上のお取扱に
ついて P63

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ 受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か 解除【かいじょ】

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはうもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

(例) 契約日が2018年12月1日の場合

「年単位の契約応当日」は2019年12月1日、2020年12月1日、2021年12月1日と、以後の毎年の12月1日が該当します。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

告知義務【こくちぎむ】

ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。

告知義務違反【こくちぎむいはん】

告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。

さ 失効【しっこう】

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできないことになります。

指定代理請求人【していだりせいきゅうにん】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって給付金などを請求できるよう、あらかじめ指定された代理請求人です。（指定代理請求特約）

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことをいいます。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。

診査【しんさ】

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

た 第1回保険料相当額【だいいつかいほけんりょうそうとうがく】

ご契約のお申込の際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は 払込期月【はらいこみきげつ】

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険(保障)がつけられている人のことをいいます。

復活【ふっかつ】

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査が必要になり、健康状態によっては復活できないこともあります。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金などを保障する期間のことをいいます。

(例)60歳満期の場合の保険期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(ご契約の内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。「ご契約のしおり」では、ご契約者(ごけいやくしゃ)と記載しています。

保険証券【ほけんしょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんばいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料積立金【ほけんりょうつみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

ま

免責事由【めんせきじゆう】

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

や

約款【やっかん】

ご契約についての取り決めに記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

「給与サポート保険」について

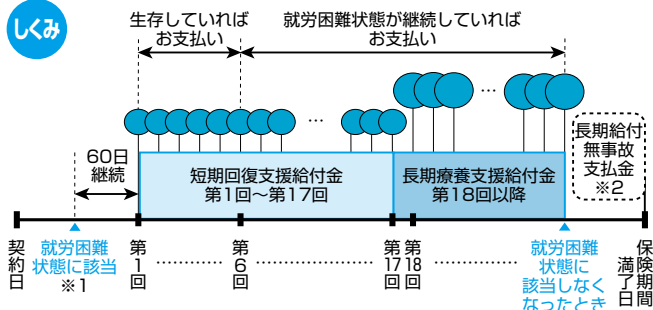
「給与サポート保険」の特長としくみについて

- ・「給与サポート保険」の正式名称は、「就労所得保障保険〔無解約払戻金〕」です。

特長

- 1 病気・ケガを原因として働けなくなった場合の収入減少をサポートする保険です。
(精神障害や妊娠・出産等を原因とする場合を除きます。)
- 2 所定の就労困難状態が60日以上継続した場合に、その就労困難状態が継続しているかぎり、最長で保険期間満了まで毎月、給付金をお支払いします。
- 3 短期回復支援給付金として、所定の就労困難状態が継続しているかぎり、第1回から第17回までお支払いします。
(第2回から第6回までは就労困難状態の有無にかかわらず、生存していればお支払いします。)
- 4 長期療養支援給付金として、所定の就労困難状態が継続しているかぎり、第18回から保険期間満了までお支払いします。
- 5 長期療養支援給付金を受取ることなく保険期間満了日を迎えた場合は、長期給付無事故支払金をお支払いします。

しくみ



- ※1 所定の就労困難状態に該当して給付金をお支払いする場合も、引き続き保険料のお払込みが必要です。
- ※2 保険期間中に長期療養支援給付金が支払われなかった場合にお支払いします。

「給与サポート保険」のお支払について

ご契約のしおり

「給与サポート保険」のお支払について

名称	支払事由	支払額	受取人				
短期回復支援給付金	①第1回以後第6回までの給付金 保険期間中につぎのすべてに該当したとき (ア)責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき (イ)つぎのいずれかの日に生存しているとき <table><tr><td>第1回</td><td>(ア)に該当した日の翌日</td></tr><tr><td>第2回以後第6回まで</td><td>第2回以後第6回までの支払基準日</td></tr></table>	第1回	(ア)に該当した日の翌日	第2回以後第6回まで	第2回以後第6回までの支払基準日	短期回復支援給付金月額	被保険者
	第1回	(ア)に該当した日の翌日					
第2回以後第6回まで	第2回以後第6回までの支払基準日						
②第7回以後第17回までの給付金 保険期間中の第7回以後第17回までの支払基準日に直前の支払基準日から就労困難状態が継続していると医師によって診断されたとき							
長期療養支援給付金	保険期間中の第18回以後の支払基準日に直前の支払基準日から就労困難状態が継続していると医師によって診断されたとき	長期療養支援給付金月額	被保険者				
長期給付無事故支払金	つぎのすべてに該当したとき ①保険期間が満了したときに生存しているとき ②保険期間中に長期療養支援給付金の支払がなかったとき	長期療養支援給付金月額と同額	契約者				

● 支払基準日とは

第1回	支払事由に該当した日
第2回以後	第1回の支払基準日の後の月単位の応当日 (応当日がない月については、その月の末日)

● 就労困難状態とは

- ・お支払の対象となる「就労困難状態」とは、別表60に定めるものをいい、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。(短期回復支援給付金と長期療養支援給付金は「②在宅療養」の内容が異なります。)

	短期回復支援給付金 (①、②(a)、②(b)のいずれか)	長期療養支援給付金 (①、②(a)、②(c)のいずれか)
①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	
②在宅療養	(a)医師による治療(注1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設などを含みます。)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(注2)、自宅等からの外出が困難な状態(注3)	
	(b)別表61に定める特定障害状態に該当した状態(注4)	(c)国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(注5、注6)

(注1) 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復等)は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。例えば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。

なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。例えば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。

- (注2) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。例えば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにも関わらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- (注3) 「自宅等からの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
- ①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅等に制限されていること
 - ②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因に基づくこと
- (注4) 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態は、別表61に定める特定障害状態に該当した状態とみなします。
- (注5) 国民年金の保険料未納等の特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、当社が認めた期間は障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- (注6) 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合（複数の障害があり、併合認定されている場合）で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。



詳しくは、巻末の別表60、別表61をご覧ください。

● 特定障害状態とは

- ・お支払の対象となる「特定障害状態」とは、つぎの障害に該当する状態など、別表61に定めるものをいいます。

- ・両眼の視力の和が0.08以下などの眼の障害
- ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上などの聴覚の障害
- ・そしゃく・嚥下の機能を欠くもの
- ・音声または言語機能の著しい障害
- ・上肢または下肢の機能に著しい障害を有するなどの肢体の障害
- ・心臓移植や永続的な人工透析療法を受けるなどの特定の障害
- ・上記以外の障害で、軽労働や座業（例えば、軽い家事や事務など）もできない状態や、常に介助を必要とし、自力では屋外への外出が不可能な状態



詳しくは、巻末の別表61をご覧ください。

免責事由について

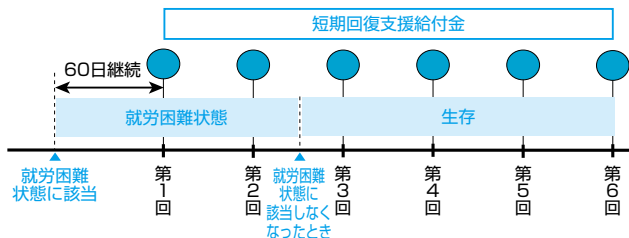
- ・つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由
(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
(2) 被保険者の犯罪行為
(3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(6) 被保険者の薬物依存
(7) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
(8) 地震、噴火または津波
(9) 戦争その他の変乱
(10) 被保険者の精神障害
(11) 被保険者の妊娠・出産等

* 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の危険の増加が会社の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減してお支払いします。

給付金のお支払例について

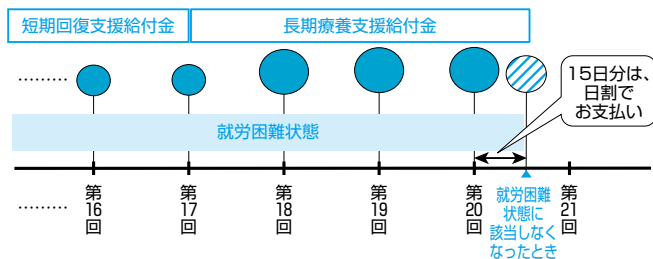
<例1>第2回の支払基準日後、就労困難状態に該当しなくなった場合



◆解説◆

第2回の支払基準日後に就労困難状態に該当しなくなった場合でも、第6回までは各支払基準日に生存していれば給付金をお支払いします。

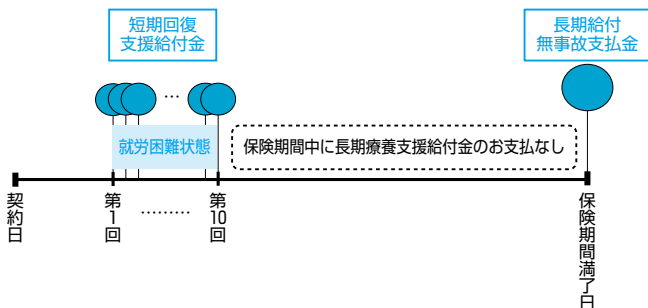
<例2>第20回の支払基準日から15日目に就労困難状態に該当しなくなった場合



◆解説◆

第20回の支払基準日から就労困難状態に該当しなくなった日までの15日分は、長期療養支援給付金月額を基準に別表62の日割計算表に基づいて計算した金額をお支払いします。

<例3>第10回の支払基準日に就労困難状態に該当しなくなり、
保険期間満了日まで長期療養支援給付金のお支払がない場合



◆解説◆

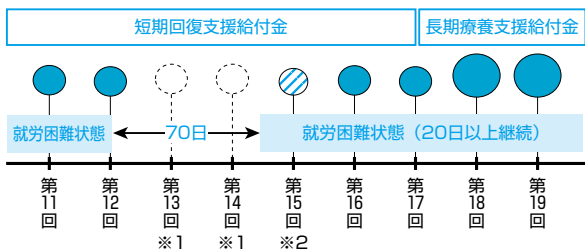
短期回復支援給付金が支払われた場合でも、保険期間満了日までに長期療養支援給付金が支払われなかった場合には、長期給付無事故支払金をお支払いします。

断続して就労困難状態に該当したときの取扱い

- ・断続して就労困難状態に該当したときは、つぎのとおり取扱いします。

- ①就労困難状態に該当しなくなった日の翌日からその日を含めて再び就労困難状態に該当した日までの期間が180日以内で、かつ、その就労困難状態が20日以上継続したときは、継続した就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします。

<例>



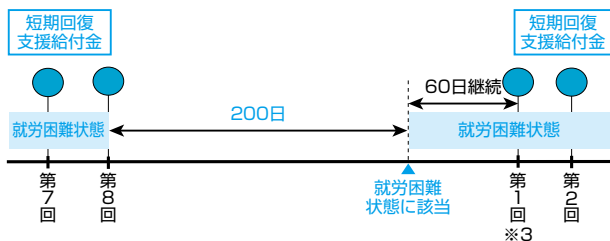
※1 就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。

※2 再び就労困難状態に該当したときから最初に到来する支払基準日までの期間については、別表62の日割計算表に基づいて計算した金額をお支払いします。

- ②就労困難状態に該当しなくなった日の翌日からその日を含めて再び就労困難状態に該当した日までの期間が181日以上あるときは、新たな就労困難状態とみなして、就労困難状態が60日以上継続したときに給付金をお支払いします。(同じ原因による特定障害状態に断続して該当したときの取扱いは、

特定障害状態のみに該当しているときの取扱い をご覧ください。)

<例>

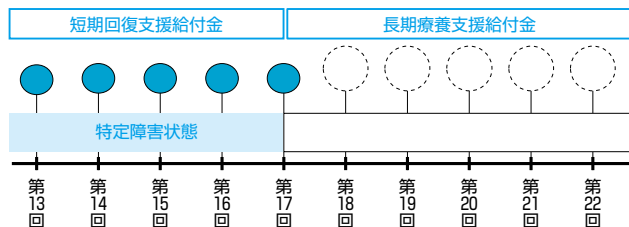


※3 新たに支払基準日が設定されます。

特定障害状態のみに該当しているときの取扱い

- ・短期回復支援給付金と長期療養支援給付金の支払要件は異なるため、第17回の支払基準日以後は特定障害状態のみに該当していても、給付金はお支払いしません。(障害等級1級または2級に認定されるなどの長期療養支援給付金の支払事由に該当すればお支払いします。)

<例>



- ・断続して特定障害状態に該当した場合であっても、同じ原因による特定障害状態は、特定障害状態に該当していない期間の長さ(180日以内か否か)にかかわらず、継続した特定障害状態とみなします。この場合、第17回の支払基準日以後、給付金はお支払いしません。

保険期間満了前60日以内に就労困難状態に該当したときの取扱い

- ・保険期間満了前60日以内に就労困難状態に該当した場合、保険期間満了後にその就労困難状態が60日継続したと医師によって診断されたときは、第1回の短期回復支援給付金をお支払いします。(この場合、第2回以後の給付金はお支払いしません。)

法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更について

- ・当社は、国民年金法またはその他関連する法令等が改正された場合で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じ変更することがあります。

お支払いできない場合について

● 支払事由に該当しない場合

- ・ つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

〈短期回復支援給付金・長期療養支援給付金〉

- (1) 責任開始期前の傷害または疾病により就労困難状態となったとき
- (2) 働けない状態であっても、別表60に定める就労困難状態に該当していないとき
- (3) 医師の指示がないにも関わらず、自らの意思で自宅等にどまっているとき(※)
- (4) 医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき(※)

(病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)

※特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

● 免責事由に該当した場合



詳しくは、「給与サポート保険」のお支払についての項をご覧ください。

● 告知義務違反による解除の場合

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

● 重大事由による解除の場合



重大事由については **重大事由とは…** の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・ この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合



詳しくは、 **法令等に基づく対応について** の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・ 重大事由とはつぎのことをいいます。
 - (1) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - (2) 給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
 - (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
 - (4) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
 - (5) 契約者、被保険者、給付金などの受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき(※3)
 - (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
 - (7) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき
- ・ 上記に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由が生じていたときは、当社は給付金などのお支払を行いません。すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社のご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金はありません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※ 経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局（OFAC）のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

- ・ 給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

● 責任開始期前に発病した場合

お支払いする場合 ○	解 説
責任開始期以後に発病した「糖尿病」が原因の「糖尿病網膜症」により両眼を失明し、就労困難状態に該当した場合	給付金は、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする場合をお支払の対象としています。したがって、責任開始期前に発生した傷害や、責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合には、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	ただし、つぎの場合にはお支払対象となります。
責任開始期より前から治療を受けていた「糖尿病」が原因の「糖尿病網膜症」により両眼を失明し、就労困難状態に該当した場合	・ 責任開始期前に発病した疾病について、正しく告知をしていたか、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合。

● 就労困難状態に該当しない場合

お支払いする場合 ○	解 説
「両眼の失明」により就労困難状態に該当し、運転手の仕事ができなくなった場合	働けない状態であっても、別表60に定める就労困難状態に該当していないときは、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
「睡眠時無呼吸症候群」により、日常生活には支障がないが、運転手の仕事ができなくなった場合	

● 免責事由に該当した場合

お支払いする場合 ○	解 説
〈<u>軽度の酒酔い状態</u>での事故〉 <u>酒に酔っていたが、横断歩道を通常</u>に歩行していて、走行してきた車にはねられたことにより、就労困難状態に該当した場合	給付金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、給付金をお支払いできません。 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合は免責事由に該当するため、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕ 〈<u>泥酔の状態</u>を原因とする事故〉 <u>泥酔して道路上で寝込んで</u>いるところ車にはねられたことにより、就労困難状態に該当した場合	

お支払いする場合 ○	解 説
「<u>両眼の失明</u>」により就労困難状態に該当した場合	給付金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、給付金をお支払いできません。 被保険者の精神障害を原因とする場合は免責事由に該当するため、給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕ 「<u>統合失調症</u>」により就労困難状態に該当した場合	

● 告知義務違反による解除の場合

お支払いする場合 ○	解 説
ご契約の前に「慢性 C 型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性 C 型肝炎」とは全く因果関係のない「<u>胃がん</u>」で就労困難状態に該当した場合（ただし、ご契約は告知義務違反により解除となります。）	ご契約の際には、そのときの被保険者のご健康の状態について正しく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合には、ご契約は解除となり、給付金などはお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、給付金などの請求原因の間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。
お支払いできない場合 ✕ ご契約の前に「慢性 C 型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性 C 型肝炎」を原因とする「<u>肝がん</u>」で就労困難状態に該当した場合	

お申込にあたって

生命保険募集人について

- ・生命保険募集人は、保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うものです。「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。また、「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・ご契約が成立した後にご契約の内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する当社の承諾が必要です。

〈当社の承諾が必要なご契約の内容の変更などのお手続の例〉

- * ご契約の復活
- * 特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度(お申込の撤回または解除について)

- ・お申込者またはご契約者(以下、「お申込者など」といいます。)は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回など」といいます。)をすることができます。

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日

(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払いみいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。)のお払いの日のいずれか遅い日

(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を当社が確認した日のいずれか遅い日)

- ・お申込の撤回などをした場合には、お払いいただいた金額をお返します。
- ・お申込の撤回などの書面を発信した時に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回などの効力は生じません。ただし、お申込の撤回などの書面を発信した時に、お申込者などが給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- ・つぎの場合には、お申込の撤回などのお取扱ができません。
 - *当社が指定した医師の診査を受けた場合
 - *すでに契約したご契約の内容を変更する場合

●ご連絡方法

- ・お申込の撤回などは、必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに発信してください。
- ・書面(ハガキ、便箋)には、お申込の撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・氏名のフリガナ・住所をご記入ください。

保険料などをお払込みいただく際のご注意

- ・第1回保険料相当額、第2回目以後の保険料などを募集代理店にお払込みいただく場合には、必ず引き換えに所定の保険料領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。

保険証券などについて

- ・ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」と「告知書の写し(または告知の内容)」をご契約者にお送りします。
- ・「保険証券」・「告知書の写し」などの内容が、お申込の内容と相違していないかどうか、ご確認ください。万一、内容が相違しているなど、ご不審な点があった場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

- ・現在ご契約の保険契約を解約、減額する場合には、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - * 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - * 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
 - * 新たな保険契約についても一般のご契約と同様に告知義務があります。保険種類によって異なりますが、多くの場合、「現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提にした新たな保険契約のお申込」の際は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。
 - * 詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - * 告知が必要な傷病歴などがある場合には、新たな保険契約をお引受けできなかったり、その事実をありのままに告知いただけなかったために、上記のとおりご契約が解除されたり取消しとなることもありますので、ご注意ください。

告知と告知義務について

● ご契約者や被保険者の告知について

- ・ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。

● 告知義務について

- ・ ご契約者や被保険者にはご健康の状態などについて、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めからご健康の状態の良くない方や危険度の高いご職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料の負担の公平性が保たれません。ご契約に際しては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在のご健康の状態、身体の障害状態、ご職業など「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。

なお、告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

- ・ 医師の診査を受けてお申込みいただく場合には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせください（告知をしてください）。口頭により告知をしていただいた内容は、医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄に署名してください。
- ・ 効力を失ったご契約を復活する場合にも告知が必要です。

● 告知受領権について

- ・ 告知受領権は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が持ちます。生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

● 傷病歴などがある方のお引受について

- ・当社では、他のご契約者との公平性を保つため、お客さまのご健康の状態などに応じたお引受を行っています。ご契約をお断りする場合がありますが、傷病歴などがある方を全てお断りするわけではありません。なお、お断りする場合には、お客さまあてに書面または募集代理店を通じてご通知します。

● ご契約の内容の確認について

- ・当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込の際やご契約成立後に、お申込の内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

告知が事実と相違する場合

●「告知義務違反」によるご契約の解除

- ・告知をしていただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- ＊ 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金・年金などのお支払事由が責任開始日から2年以内に生じていた場合などには、ご契約を解除することがあります。

- ＊ ご契約を解除した場合には、たとえ給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできません。

- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をするを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

- ・上記に記載したご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結の状況などにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患や、死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をしなかった場合」など、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には、詐欺によるご契約の取消しの規定を適用して、給付金・保険金・年金などをお支払いできないことがあります。この場合、「告知義務違反」による解除の対象となる責任開始日から2年を経過した後でもご契約が取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

保障の開始

- 当社がご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の責任開始期(日)は、つぎのとおりです。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- ①責任開始期は「申込および告知がともに完了した時」(※)となります。(②に該当する場合を除きます。)

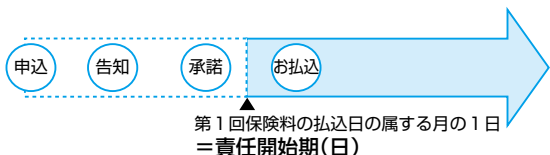
※申込の完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

(例)



- ②第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込の場合、責任開始期(日)は「第1回保険料の払込日の属する月の1日」となります。

(例)



●「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

- 責任開始期は「告知および第1回保険料のお払込がともに完了した時」(※)となります。

※第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の当社による確認がともに完了した時」となります。

(例)



保険料のお払込について

保険料のお払込方法(回数)

- ・保険料のお払込方法(回数)は年払、半年払、月払のうち、いずれか一つをお選びください。
- ・月払の場合は、所定のお払込方法(経路)に限ります。

保険料のお払込方法(経路)

1. 勤務先などの団体や集団を通じて払込む方法

- ・団体・集団取扱の場合、勤務先などの団体または集団を経由してお払込みください。この場合は、個々のご契約者には保険料領収証を発行しません。

2. 口座振替で払込む方法

- ・当社が提携している金融機関などのご契約者が指定する口座から、保険料が自動的に当社に振込まれます。この場合は、保険料領収証を発行しませんので、通帳記帳によりご確認ください。
- ・複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
 - * 所定の条件（ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれぞれ同じであること）を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
 - * ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
 - * ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

3. 払込用紙で払込む方法

- ・ 払込期月が近づきますと、当社から払込案内をお送りしますので、払込期月内に同封の払込用紙で、郵便局、当社が指定する銀行またはコンビニエンス・ストアなどにお払込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますから、大切に保存してください。

4. クレジットカードにより払込む方法

- ・ 当社が提携しているクレジットカード発行会社の発行する、ご契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。この場合は、保険料領収証を発行しません。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社より行います。ご契約によっては、このお払込方法をお取り扱いしていない場合があります。

保険料の前納

- ・ 前納とは、個別契約の場合で、保険料のお払込方法（回数）にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- ・ 前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割引きます。
- ・ ご契約が前納途中で消滅（死亡・解約等）した場合等には、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- ・ 保険料を前納した期間は、給付金の減額など契約内容の変更が制限されます。

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱

- ・ 保険料のお払込方法（回数）が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払込いただいた後に、ご契約の消滅など（減額などを含みます。）により保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

〈お支払いする額〉

すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその日の属する保険料期間（※）の末日までの月数に対応する保険料相当額

※ 保険料期間

- ・ 年払の場合

年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間

- ・ 半年払の場合

半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間

〈ご契約例〉

年払契約 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒ 保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効

- ・保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。
お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は無効または失効となります。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- ・第1回保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払 半年払 年払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで (第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込の場合、払込期月は「責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の末日まで」となります)	払込期月の翌月の1日から払込期月の翌々月末日まで

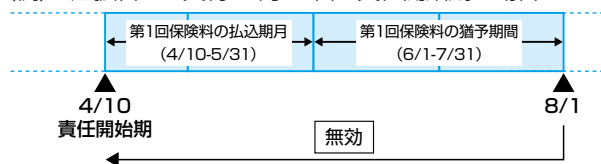
- ・ご契約の無効

第1回保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は無効となります。(責任開始期に遡ってご契約がなかったものとなります。)

無効となった場合、つぎのとおりお取扱いします。

- (1)お支払いする払戻金はありません。
- (2)今後新たにご契約をされる際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

(例)口座振替のご契約：4月10日が責任開始期の場合



● 第2回以後の保険料について

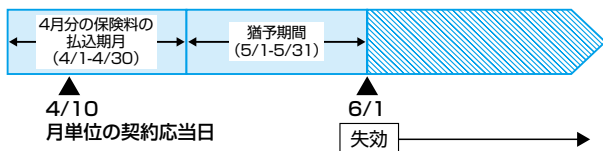
・ 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間

	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
半年払	半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	

・ ご契約の失効

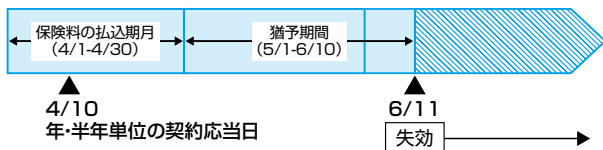
第2回以後の保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。（効力を失います。）

（例）月払のご契約：10日が月単位の契約応当日の場合



（例）年払・半年払のご契約：

4月10日が年単位・半年単位の契約応当日の場合



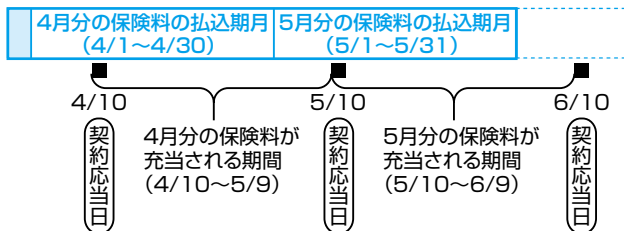
ご契約の復活

- ・ 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、ご健康の状態によっては、ご契約の復活はできません。
- ・ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込がなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱はありません。

お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合

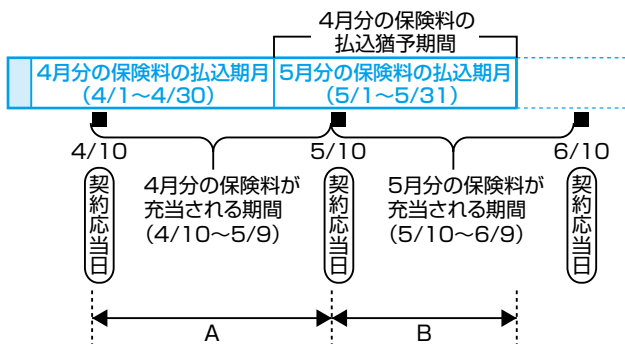
- ・ 毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・ 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金・保険金・年金などからその未払込保険料を差引きます。
 - (2) お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。
 - (3) (2)で未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します（「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込がないときは無効となります）。この場合は、給付金・保険金・年金などをお支払いしません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・ 4月分の保険料が未払込でAの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。4月分の保険料が未払込でBの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。なお、お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、未払込保険料をお払込みください。

また、4月分と5月分の保険料が未払込で、Bの期間経過後に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、ご契約は失効しており、給付金・保険金・年金などをお支払いしません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●解約払戻金について

- ・解約払戻金はありません。

減額について

- ・短期回復支援給付金月額および長期療養支援給付金月額は、所定の範囲でそれぞれ減額することができます。
ただし、長期療養支援給付金月額を減額した場合は、その金額が短期回復支援給付金月額を下回るときは、短期回復支援給付金月額は長期療養支援給付金月額と同額まで減額されます。
- ・短期回復支援給付金の支払事由発生以後に、短期回復支援給付金月額の減額が行われた場合には、長期療養支援給付金月額は同じ割合で減額されます。（減額後の1万円未満の端数は切り捨てます）

給付金等のご請求手続について

- ・給付金等の支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。
- ・障害等級1級または2級に認定された場合で、認定前に給付金の支払がないときは、認定前の期間についても給付金をご請求できる可能性がありますので、お申し出ください。



- ・ご請求手続きの流れについては、巻末の「給付金等ご請求手続きの流れ」をご覧ください。
- ・ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

- ・給付金等のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。

事実の確認について

- ・身体障害の内容、就労困難の状態および程度等について事実の確認を実施することがあります。この場合には、ご契約者、被保険者または給付金の受取人は、当社が行う確認に協力する必要があります。

給付金等のお支払の時期について

給付金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、給付金等のお支払をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ①給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ③告知義務違反に該当する可能性がある場合 ④重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から45日以内にお支払いします。

B	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。
	①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	①90日
	②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合	②180日
	③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	③180日
	④ご契約者、被保険者または、給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	④180日
	⑤日本国外における調査が必要な場合 ⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	⑤180日 ⑥60日

(※) ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・ 給付金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等の際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等のお支払をしません。

注意

- ①お支払期限を経過して給付金等のお支払いをする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- ②給付金などのご請求は、3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

お願い

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

- ・被保険者が受取人となる給付金などが対象です。

●代理請求できる場合

- ・あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

*被保険者が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合

*被保険者が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合

*その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合



ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 代理請求できる方

- ・あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等内の親族
- (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方
- (5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- ※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。



お手続きに必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

● 指定代理請求人が指定されていない場合など

- ・つぎに該当する場合で、被保険者が請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

※指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）

※指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合

※指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

- ・代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

※被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

※上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

※代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

● 留意点

1. 代理請求に際して

- ・ 故意に給付金などの支払事由を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・ 給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取扱いません。

2. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・ 給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

ご契約の内容の変更

ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

その他の変更事項

- ・つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - * 転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - * ご契約者、被保険者、受取人などが改姓・改名したとき
 - * 保険証券を紛失したとき

お願い

ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ（承認通知書）」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

管轄裁判所について

- ・給付金・保険金・年金などのご請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または給付金・保険金・年金などの受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所のみをもって合意による管轄裁判所とします。

その他生命保険に関するお知らせ

被保険者による解約請求について

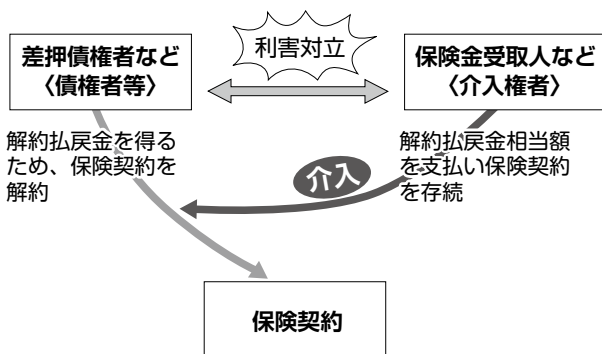
- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎのいずれかの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

お受取人による保険契約の存続（介入権）について

- ・ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金（給付金等を含む）の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① ご契約者でないこと
 - ② ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① ご契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）



個人情報の取扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- ・当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※ 以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。

● お客様の個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報の利用目的はつぎのとおりです。主な商品やサービスの内容については、当社ホームページ（<http://www.aflac.co.jp/>）にてご確認ください。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取扱う各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
 - (4) その他保険業に関連・付随する業務

● 個人情報の収集方法

- ・当社は、法令などに従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法としては、保険申込み時の契約申込書などや保険契約の継続・維持管理などに必要な各種帳票により収集する方法や、アンケートなどにより収集する方法、電話などを通じてお伺いすることにより収集する方法があります。そして、個人情報の収集にあたっては、当社は、法令などに従い、個人情報の利用目的をホームページで公表するほか、申込書などに記載します。

なお、当社にお電話でお問い合わせいただいた場合、適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。

● 個人情報の利用

- ・ 当社は、個人情報を、上記記載の個人情報の利用目的の範囲内で利用させていただきます。ただし、法令などにもとづく場合は、この限りではありません。

● 個人データの提供

- ・ 当社は、つぎの場合に個人データを第三者に提供します。
 - (1) 下記の【個人データの第三者提供について】に記載の場合
 - (2) お客さまの個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、後述の代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - (4) 法令などにもとづく場合
 - (5) その他、ご本人が同意されている場合

【個人データの第三者提供について】

〈代理店に対する提供〉

- ・ 当社は代理店制度を採用していますので、個人情報の利用目的のために、お客さまの個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。なお、当社指定の代理店とは、つぎのとおりです。
 - (1) ご契約の全部または一部を担当する代理店（お客さまの担当代理店）
 - (2) ご契約者が所属する企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業などの担当代理店）
 - (3) お客さまの担当代理店または企業などの担当代理店が提携する、当社の承認を受けた代理店
 - (4) ご契約者から個人情報の提供について了解を得た代理店
 - (5) その他、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

〈提携会社・関連会社との間での相互提供〉

- ・ サービスの提供対象となる保障内容のお申込みをした方に限り、提携会社・関連会社の取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理のため、提携会社・関連会社との間で個人情報の相互提供を行うことがあります。

〈団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約、特別集団取扱特約、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード支払特約の適用〉

- ・ 保険契約について上記のいずれかの特約の適用がある場合は、各種保険契約の継続・維持管理などのために、保険料集金に必要な個人情報のほか、お客さまの連絡先を含めた本目的の達成に必要な個人情報などを、お客さまが所属される団体、準団体、集団もしくは特別集団、お客さまが指定された保険料振替口座を管理する金融機関、集金代行会社、または、お客さまが利用されるクレジットカード会社と、当社との間で相互に提供しております。

〈再保険の利用〉

- ・ 保険会社は、お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定の際に利用する個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供します。

〈その他〉

- ・ 被保険者の告知内容や診査結果をご契約者またはお申込者に知らせることがあります。

当社の照会に対し、被保険者を診察した医師・医療機関がその健康状態などを報告する場合があります。

- ・ 保険契約は、ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、保険会社は、保険契約に関するお知らせを行い、個人情報の利用目的を達成しようとする場合に、ご契約者の個人情報を被保険者や受取人に対し、被保険者の個人情報をご契約者や受取人に対し、受取人の個人情報をご契約者や被保険者に対し、それぞれ提供することがあります。また、被保険者を同一とする他の保険契約のご契約者・受取人などに対してもご契約者・被保険者・受取人の個人情報を提供することがあります。

したがって、被保険者、受取人にも上記内容をお知らせください。

【保険制度の健全な運営に必要な場合の具体例】

- ・当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。（詳しくは「「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」または「「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項をご覧ください。）

● センシティブ情報の収集・利用・第三者提供

- ・当社は、保険業法施行規則にもとづき、保健医療等のセンシティブ情報については、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。
 - (1) 法令などにもとづく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) 源泉徴収事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (6) 相続手続による権利義務の移転などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (7) 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意にもとづき、本人確認に用いる場合

特定個人情報等の取扱いについて

● 特定個人情報等の利用目的・利用

- ・当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます) で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

● 特定個人情報等の収集方法

- ・当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

● 特定個人情報等の提供

- ・当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

「米国内国歳入法」(米国税法)の対応について

● 米国納税義務者に対する確認手続きについて

- ・ 米国内国歳入法では、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、保険会社を含む金融機関は、取引等をする際、お客様が米国納税義務者であるかを確認し、米国内国歳入庁等に報告すること等が求められています。このため、契約のお申込み、ご契約者の変更手続き、保険契約に基づく給付金、保険金、払戻金等(以下「給付金等」という)のご請求手続き等の取引に際して当社から本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。

● 非米国居住者に対する確認手続きについて

- ・ 当社は米国内国歳入法の適用を受ける金融機関に該当します。米国内国歳入法は、同法の適用を受ける金融機関が行う非米国居住者に対する所定の米国源泉所得の支払について、最大で30%の源泉徴収の義務を課しています。したがって、当社が保険契約に基づき契約者、受取人(以下「受取人等」という)に支払う所定の給付金等は米国源泉所得に該当するため、当社は同法に従いその給付金等の支払について源泉徴収の義務を課されます。

しかし、日米租税条約により、当社からの給付金等の支払が米国源泉所得に該当する場合でも、その受取人等が日本の居住者であることが確認された場合には、当社の源泉徴収義務が免除され、その受取人等は納税義務を免れることになります。これらの法令等の定めに従い、当社では、上記の確認のため、給付金等をお受け取りいただく受取人等に対し、そのご請求手続き等の取引に際して本人確認書類、報告書類等の提出をお願いすることがあります。当該書類等が提出されない場合、お受け取りいただく給付金等が課税の対象となり、源泉徴収される可能性がありますので十分にご留意ください。

● 個人情報の収集・利用・第三者提供

- ・ 当社は、米国内国歳入法に基づく本人確認および米国内国歳入庁等への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。
 - (1) 当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
 - (2) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
 - (3) 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を米国内国歳入庁等へ報告(提供)すること

〈米国納税義務者について〉

・「米国納税義務者」とは以下のものを指します。

- ・ 米国市民または米国居住者（一般に183日以上、米国に滞在する者。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮される。また、永住権所有者を含む）
- ・ 米国パートナーシップ
- ・ 米国法人
- ・ 米国財団
- ・ 米国信託
- ・ 実質的米国人所有者※が一人以上いる米国外の事業体（日本の内国法人を含む）
（※米国人が25%を超える議決権または価値を有するなど）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづく取引時確認について

● 特定のお取引を行うお客様に対する取引時確認について

- ・「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」と言います。）」では、保険会社を含む金融機関に対して、対象となる商品のお取引を行う際、お客様から「届出書」を取り付け、税法上の居住地国等を確認し、国税庁に必要な情報を報告すること等を求めています。国税庁に報告された所定の情報は、各国の税務当局へ提供され、居住地国外の金融機関や金融商品取引を利用した租税回避行為を阻止するために使用されます。

このため、当社所定の商品の契約のお申込み、ご契約者の変更手続き、海外転居、年金・満期保険金等のご請求手続き、ご解約手続き等の取引に際して、当社から「届出書」のご記入と、本人確認書類のご提示またはご提出をお願いすることがあります。なお、「届出書」に虚偽の記載や、記入をしない或いは提出されない等の場合は、実特法にもとづく罰則の対象となる可能性がありますので十分ご注意ください。

● 取引時に確認をさせていただく事項

- ・お客様との取引の際、届出書上で以下の項目について確認をさせていただきます。

個人のお客様	・氏名 ・生年月日 ・住所 ・居住地国 ・住所と居住地国が異なる場合はその事情 〈居住地国が日本以外の場合〉 ・居住地国における納税者番号(※)
法人のお客様	・名称 ・本店もしくは主たる事務所の所在地 ・居住地国 ・法人所在地と居住地国が異なる場合はその事情 ・法人の種別 〈居住地国が日本以外の場合〉 ・居住地国における納税者番号(※) 〈一定の法人種別に該当し、且つ実質的支配者がいる場合〉 実質的支配者の ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・居住地国 ・住所と居住地国が異なる場合はその事情 ・(居住地国が日本以外の場合)居住地国における納税者番号(※) ・(居住地国が日本以外の場合で当該法人が内国法人の場合)法人番号

※居住地国に納税者番号がない場合、居住地国の法令により提供できない場合を除きます。

● 居住地国が変更となった場合等、記入内容に変更が生じた場合のお申し出について

- ・居住地国が変更となった場合等、届出書に記入いただいた内容に変更が生じた場合は、その変更が生じた日から3ヶ月以内に改めて届出書を提出いただく必要がありますので、その際は当社コールセンターまでご連絡ください。

● 居住地国について

- ・「居住地国」とは、その国に住所があることや、一定期間居住していること、または国籍を有していること等によりその国の税法上の「居住者」とされ、所得税または法人税を課される国をいいます。

(日本の税法上、日本に「住所」があり、または、現在まで引き続いて1年以上居所を有する場合には、日本の「居住者」に該当し、日本で所得税または法人税を支払っている場合は、日本が居住地国となります。)

*居住地国が複数ある場合にはお申し出ください。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「支払査定時照会制度」について

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。

なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関係する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問合わせください。
- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかわるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかわる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかわる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることにしています。
- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)にかかわる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません)。なお、保険契約

の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があります。これに伴い、給付金額・保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1:特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約にかかわる特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります)。

※2:破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていたご契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度がつけのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\% - \{(\text{過去5年間にける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

※3:責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

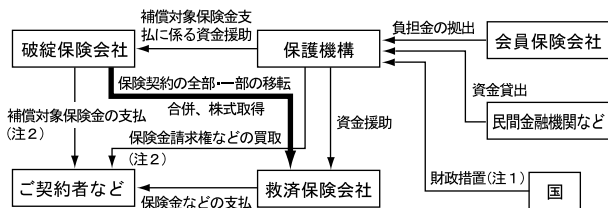
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立し

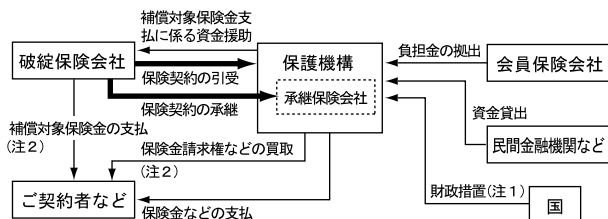
た保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかわる保険金請求権などを買取すること（注2）を指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱についてのお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

(2018年2月現在)

ご契約のしおり

税法上のお取扱について

1. 生命保険料控除について

- ・ 払込保険料の一定額が所得税と地方税（住民税）の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

対象となる契約	納税する方が保険料を払い込み、受取人が本人または配偶者その他の親族であるご契約
対象となる保険料	1月から12月までの払込保険料の合計額

- ・ 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」をお送りします。ただし、勤務先を対象とする団体・集団取扱の場合は、団体の担当者の証明で代替できるため、「生命保険料控除証明書」は発行しません。

- ・ 生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。

一般生命保険料

生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料

介護医療保険料

入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

- ・ 所得税の生命保険料控除額

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
20,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

- ・住民税の生命保険料控除額
一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	所得から控除される金額
12,000円以下のとき	年間正味払込保険料の全額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

2. 給付金などの税法上のお取扱について

- ・給付金は受取人が被保険者、その配偶者もしくは直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

＊長期給付無事故支払金は一時所得となります。

ご案内

税法上の取扱については、今後の税制改正により変更となる場合があります。個別の税務の取扱等については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

約款・特約条項

<この保険の趣旨>

1. 会社の責任開始期
第1条 会社の責任開始期
2. 保険証券
第2条 保険証券
3. 用語の意義
第3条 用語の意義
4. 給付金の支払
第4条 保険期間の指定
第5条 給付金月額指定
第6条 給付金の支払
第7条 長期給付無事故支払金の支払
5. 給付金等の請求、支払時期および支払場所
第8条 給付金等の請求手続き
第9条 給付金等の支払時期および支払場所
6. 保険契約者の代表者
第10条 保険契約者の代表者
7. 保険料の払込
第11条 保険料の払込
第12条 保険料の払込方法（経路）
第13条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第14条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
第15条 保険料の前納
第16条 保険契約の復活
8. 契約内容の変更
第17条 保険料の払込方法（回数）の変更
9. 保険契約者等の変更
第18条 保険契約者の変更
第19条 保険契約者の住所の変更
10. 契約の取消し・無効・解除
第20条 詐欺による取消し
第21条 不法取得目的による無効
第22条 告知義務
第23条 告知義務違反による解除
第24条 保険契約を解除できない場合
第25条 重大事由による解除
11. 解約・払戻金
第26条 解約
第27条 給付金月額の減額
第28条 払戻金
第29条 受取人による保険契約の存続
12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理
第30条 年齢の計算
第31条 年齢および性別の誤りの処理
13. 契約者配当
第32条 契約者配当

- 14. 時効
第33条 時効
- 15. 法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更
第34条 法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更
- 16. 管轄裁判所
第35条 管轄裁判所

就労所得保障保険〔無解約払戻金〕普通保険約款

(2018年4月2日制定)

＜この保険の趣旨＞

この保険は、被保険者が保険期間中に所定の就労困難状態に該当した場合は短期回復支援給付金または長期療養支援給付金を、保険期間中に長期療養支援給付金が支払われなかった場合は長期給付無事故支払金を支払う保険です。

1. 会社の責任開始期

第1条＜会社の責任開始期＞

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。

2. 保険証券

第2条＜保険証券＞

会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名・生年月日
- (4) 給付金等の受取人の氏名またはその受取人を特定するために必要な事項（本約款にて特定されるときは、表示しません。）
- (5) 保険給付の名称（付加されている特則を含みます。）
- (6) 保険期間
- (7) 保険料払込期間
- (8) 給付金等の額
- (9) 保険料およびその払込方法
- (10) 契約日
- (11) 保険証券を作成した年月日

3. 用語の意義

第3条＜用語の意義＞

この約款で使用している用語の意義は下記の通りです。

- (1) 支払基準日
「支払基準日」とは、第1回の給付金については、支払事由に該当した日をいい、第2回以後の給付金については、

その後の月単位の応当日（応当日のない月については、その月の末日を応当日とします。）をいいます。

(2) 精神障害

「精神障害」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F00 から F99 までに規定される内容によるものとし、診断書上の病名にかかわらず、分類番号 F00 から F99 までに規定される病態に対して医師の診療が行われている場合を含みます。ただし、病態に対して複数の分類番号が使用される傷病名で、その分類番号のいずれかが分類番号 F00 から F99 以外に分類される場合および(4)「薬物依存」を除きます。

(3) 妊娠・出産等

「妊娠・出産等」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 O00 から O99 までに規定される内容によるものとします。ただし、病態に対して複数の分類番号が使用される傷病名で、その分類番号のいずれかが分類番号 O00 から O99 以外に分類される場合を除きます。

(4) 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F11. 2、F12. 2、F13. 2、F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 給付金の支払

第 4 条＜保険期間の指定＞

- 1 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険期間を会社所定の範囲内で指定してください。
- 2 本条において指定された保険期間は、変更することができません。

第 5 条＜給付金月額額の指定＞

保険契約者は、この保険契約の締結の際、短期回復支援給付金月額および長期療養支援給付金月額を会社所定の範囲内で指定してください。

第 6 条＜給付金の支払＞

- 1 短期回復支援給付金および長期療養支援給付金（以下、総称して「給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 短期回復支援給付金

給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）

- ①第 1 回以後第 6 回までの給付金
被保険者が、保険期間中に、つぎのすべてに該当したとき
(ア)被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態（別表 60）に該当し、その状態が該当した日

	からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき (イ)被保険者が、つぎのいずれかの日に生存しているとき <table border="1"> <tr> <td>第1回の短期回復支援給付金</td><td>(7)に該当した日の翌日</td></tr> <tr> <td>第2回以後第6回までの短期回復支援給付金</td><td>第2回以後第6回までの支払基準日</td></tr> </table> ②第7回以後第17回までの給付金 保険期間中の第7回以後第17回までの支払基準日に直前の支払基準日から①(7)の就労困難状態が継続していると医師によって診断されたとき	第1回の短期回復支援給付金	(7)に該当した日の翌日	第2回以後第6回までの短期回復支援給付金	第2回以後第6回までの支払基準日
第1回の短期回復支援給付金	(7)に該当した日の翌日				
第2回以後第6回までの短期回復支援給付金	第2回以後第6回までの支払基準日				
支払額	短期回復支援給付金月額（短期回復支援給付金月額の減額があった場合には、各支払基準日現在の短期回復支援給付金月額とします。）				
受取人	被保険者				
支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者の薬物依存 ⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ⑩被保険者の精神障害 ⑪被保険者の妊娠・出産等				

(2) 長期療養支援給付金

支払事由	保険期間中の第18回以後の支払基準日に直前の支払基準日から第1号①(7)の就労困難状態が継続していると医師によって診断されたとき
支払額	長期療養支援給付金月額（長期療養支援給付金月額の減額があった場合には、各支払基準

	日現在の長期療養支援給付金月額とします。）
受取人	被保険者
免責事由	第1号に定める免責事由と同じ

2 次回の支払基準日が到来する前（保険期間満了日の直前の支払基準日からその日を含めて保険期間満了日までの期間を含みます。）に、つぎのいずれかに該当したときは、前項の給付金に加えて、直前の支払基準日からその日を含めて保険契約が継続した日数または就労困難状態に該当した日数に応じて日割計算表（別表 62）によって計算した金額を給付金の受取人に支払います。

(1) 第1回の支払基準日以後、第6回の支払基準日の前日までの期間

保険契約が消滅したとき

(2) 第6回の支払基準日以後

被保険者が就労困難状態ではなくなったときまたは保険契約が消滅したとき

3 被保険者が、保険期間中に、第6回の支払基準日以後、断続して就労困難状態に該当した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) つぎのいずれかに該当した場合には、支払基準日は変更せず、前回の就労困難状態と再び該当した就労困難状態を継続している就労困難状態とみなして本条の規定を適用します。この場合、再び就労困難状態に該当した日の直後に到来する支払基準日の給付金は、再び就労困難状態に該当した日からその日を含めて就労困難状態に該当した日数に応じて日割計算表（別表 62）によって計算した金額とします。

① 前項第2号に該当した日の翌日からその日を含めて再び就労困難状態に該当した日までの期間が180日以内で、かつ、再び該当した就労困難状態が該当した日からその日を含めて20日以上継続した場合

② 前項第2号に該当した日の翌日からその日を含めて再び就労困難状態に該当した日までの期間が181日以上の場合で、就労困難状態のうち特定障害状態（別表 61）のみに該当し、かつ、その特定障害状態が該当した日からその日を含めて20日以上継続したとき（ただし、前回の就労困難状態と再び該当した特定障害状態の直接の原因が異なるときを除きます。）

(2) (1)に該当しない場合には、再び該当した就労困難状態は新たな就労困難状態とみなして、本条の規定を適用します。

4 第17回の支払基準日以後は、就労困難状態のうち特定障害状態（別表 61）のみに該当していることを理由に給付金を支払いません。

5 被保険者が、保険期間満了の日において、就労困難状態に該当しているにもかかわらず、その就労困難状態が60日継続していないために第1回の給付金が支払われない場合で、保険

期間満了後も引き続きその就労困難状態が継続し、かつ、60日継続したと医師によって診断されたときには、保険期間満了の日に第1項第1号に定める第1回の給付金の支払事由に該当したものとみなして第1回の給付金を支払います。この場合、第2回以後の給付金の支払はありません。

- 6 保険契約者が法人の場合で、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときには、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
- 7 給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 8 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 9 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第7条＜長期給付無事故支払金の支払＞

- 1 長期給付無事故支払金の支払は、つぎのとおりとします。

支払事由	つぎのすべてに該当したとき ①被保険者が、保険期間が満了した時に生存しているとき ②保険期間中に、長期療養支援給付金（第17回の支払基準日以後、第6条＜給付金の支払＞第2項により支払われる金額を含みます。以下、本条において同じ。）が支払われなかったとき
支払額	長期療養支援給付金月額と同額
受取人	保険契約者

- 2 長期給付無事故支払金が支払われた後に、保険期間中の長期療養支援給付金の請求を受け、長期療養支援給付金が支払われることとなったときには、会社は、長期療養支援給付金の支払額から、すでに支払われた長期給付無事故支払金の支払

額を差し引いた金額を支払います。ただし、長期療養支援給付金の支払額が差し引くべき長期給付無事故支払金の支払額に不足するときは、保険契約者はその不足する金額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

5. 給付金等の請求、支払時期および支払場所

第8条＜給付金等の請求手続き＞

- 1 第1回の給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2 第1回の給付金の支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社へ提出して、給付金を請求してください。
- 3 第2回以後の給付金の支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社へ提出して、給付金を請求してください。この場合、前回の請求から6か月以内（支払事由に該当しなくなった場合には、その該当しなくなった日まで）の単位で、遅滞なく必要書類（別表1）を会社へ提出することにより、給付金を請求することもできるものとします。ただし、給付金の受取人が、正当な理由なくして給付金の請求を行わなかった場合は、給付金を支払えない場合があります。
- 4 会社は、身体障害の内容、就労困難の状態および程度等について事実の確認を実施することがあります。この場合には、保険契約者、被保険者または給付金の受取人は、会社が行う確認に協力しなければなりません。
- 5 保険契約者は、長期給付無事故支払金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社へ提出して、長期給付無事故支払金を請求してください。

第9条＜給付金等の支払時期および支払場所＞

- 1 給付金または長期給付無事故支払金（以下、総称して「給付金等」といいます。）は、その請求に必要な書類が会社へ到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
- 2 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時まで会社へ提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社へ到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
給付金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第25条＜重大事由による解除＞第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項第1号から第4号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (3) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (4) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (5) 前項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日

- (6) 前項第1号から第4号までに定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日

- 4 前2項の確認をする場合、会社は給付金等を請求した者（代表者）に通知します。

- 5 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

6. 保険契約者の代表者

第10条＜保険契約者の代表者＞

- 1 保険契約について、保険契約者が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

7. 保険料の払込

第11条＜保険料の払込＞

- 1 第2回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第12条＜保険料の払込方法（経路）＞第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（本約款を通じて「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
半年単位または年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 3 第1項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の契約の場合、保険料は払い戻しません。
 - (2) 第1項第2号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者に支払います。
- 4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。
- 5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第9条＜給付金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

第12条＜保険料の払込方法（経路）＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法（経路）に限ります。
 - (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方

法

- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、集団取扱契約〔就労所得保障保険〕または特別集団取扱契約〔就労所得保障保険〕が締結されている場合に限りです。）
- (4) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- 2 保険契約者は、会社の定める範囲で、前項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第13条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。

第14条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞

- 1 猶予期間中に給付金等の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を給付金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、給付金等が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。
- 3 前項の未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失い、会社は、給付金等を支払いません。

第15条＜保険料の前納＞

- 1 保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、つぎのとおり将来の保険料を前納することができます。
 - (1) 月払契約の場合
当月分以後の6か月分または12か月分の保険料を前納することができます。この場合、会社所定の割引率で保険料を割り引きます。
 - (2) 半年払契約または年払契約の場合
 - ① 将来の保険料を前納することができます。この場合に

は、会社の定める利率で割り引きます。

- ② 前①の規定により割り引かれた前納保険料は、会社の定める利率の利息をつけて積み立てておき、半年単位または年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 2 会社は、保険料払込期間中に保険契約が消滅したときに、前納保険料の残額がある場合は、これを保険契約者に払い戻します。

第16条＜保険契約の復活＞

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、保険契約を復活することができます。
- 2 第1条＜会社の責任開始期＞の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条＜会社の責任開始期＞第2項の「契約日」は、「復活日」と読み替えます。
- 3 保険契約の復活に際しては、保険証券は発行しません。

8. 契約内容の変更

第17条＜保険料の払込方法（回数）の変更＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法（回数）を相互に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

9. 保険契約者等の変更

第18条＜保険契約者の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第19条＜保険契約者の住所の変更＞

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 契約の取消し・無効・解除

第20条＜詐欺による取消し＞

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻し

ません。

第 21 条＜不法取得目的による無効＞

保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第 22 条＜告知義務＞

保険契約の締結または復活の際、支払事由の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第 23 条＜告知義務違反による解除＞

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金等の支払事由が生じた後でも保険契約を解除し、つぎの取扱をすることができます。
 - (1) 給付金等の支払を行いません。
 - (2) 会社は、すでに給付金等を支払っているときでも、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が証明したときは、給付金等の支払を行います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。

第 24 条＜保険契約を解除できない場合＞

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第 22 条＜告知義務＞の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第 22 条の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が、保険契約締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて 1 か月が経過したとき

- (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に給付金等の支払事由が発生した場合には、2年をこえていても会社は保険契約を解除することができます。
- 2 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第25条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、この保険契約の給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
- (6) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第5号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- 2 給付金等の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等を支払いません。もし、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。
- 4 他のいかなる規定にかかわらず、第1項第5号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、払戻金その他一切の金員を支払いません。

11. 解約・払戻金

第26条＜解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向って保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第27条＜給付金月額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向かって、短期回復支援給付金月額および長期療養支援給付金月額を、それぞれ減額することができます。ただし、長期療養支援給付金月額の減額が行われた場合で、長期療養支援給付金月額が短期回復支援給付金月額を下まわるときは、短期回復支援給付金月額を長期療養支援給付金月額と同額まで減額します。
- 2 第1回の給付金の支払事由発生以後に、短期回復支援給付金月額の減額が行われた場合には、長期療養支援給付金月額を会社の定めるところにより同じ割合で減額します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会社は、減額後の短期回復支援給付金月額または長期療養支援給付金月額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 4 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の規定により短期回復支援給付金月額または長期療養支援給付金月額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第28条＜払戻金＞

この保険契約の解約払戻金はありません。

第29条＜受取人による保険契約の存続＞

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者でないこと
 - (2) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 3 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じ、または第2項の規定により効力が生じなくなるまでに給付金の支払事由が生じ、この保険契約が消滅する場合で会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第30条＜年齢の計算＞

- 1 被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約の締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第31条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。
 - (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。

- (2) すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、給付金の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき給付金から差し引きます。

13. 契約者配当

第 32 条＜契約者配当＞

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

14. 時効

第 33 条＜時効＞

給付金等の支払を請求する権利は、3 年間請求がない場合は消滅します。

15. 法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更

第 34 条＜法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更＞

- 1 会社は、国民年金法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定により給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の 2 週間前までに下記の各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第 1 号の方法が指定されたものとみなします。

16. 管轄裁判所

第 35 条＜管轄裁判所＞

この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金等の受取人（給付金等の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条<特約の対象となる給付金等>

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条<指定代理請求人の指定>

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除く）

特約

指定代理請求特約

きます。)であると会社が認めた場合

- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合(第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。)または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条<指定代理請求人の変更および指定の撤回>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条<指定代理請求人の指定>に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条<告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知>

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

（記載省略）

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>

（記載省略）

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険〔2009〕の場合の取扱>

（記載省略）

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>

（記載省略）

団体取扱特約〔A〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

- 1 この特約は、会社と「団体取扱契約〔A〕」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社はこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- 2 つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Aとします。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に

振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔A〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

- 1 前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第6号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「団体取扱特約〔B〕」の取扱に変更します。この場合の保険料率は、団体保険料率Bによります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

団体取扱特約〔B〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、会社と「団体取扱契約〔B〕」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Bとします。

第4条<保険料の払込>

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者）が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔B〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過してもなお10名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

集団取扱特約〔就労所得保障保険〕

(2018 年 4 月 2 日制定)

第 1 条＜特約の適用範囲＞

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者は、官公署、会社、商店、組合、連合会、同業団体等の集団（以下、「集団」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとし、また、組合、連合会、同業団体等の集団において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとし、また、その所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 主契約の被保険者の数が 20 名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「集団取扱契約〔就労所得保障保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第 2 条＜契約日の特則＞

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月 1 日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第 3 条＜保険料率＞

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第 4 条＜保険料の払込＞

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第 1 回保険料（第 1 回保険料相当額を含みます。以下、本

条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。

- (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 4 給与から控除された第1回保険料または指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または主契約の被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条＜保険料領収証＞

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条＜保険料の前納＞

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条＜特約の失効＞

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には主契約の被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「集団取扱契約〔就労所得保障保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める主契約の被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条＜特約の失効した保険契約の取扱＞

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失

効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条＜一括保険証券＞

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を主契約の被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条＜集団との取り決めによる取扱＞

第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

特約

保険料口座振替特約

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
 - ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
 - ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとし、
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとし、
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申出がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条＜特約の消滅＞

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条＜契約日等の特則＞

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

責任開始期に関する特約

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用＞

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

第2条＜責任開始期および契約日＞

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期とします。
 - (2) 前号の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、責任開始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条＜第1回保険料の払込および猶予期間等＞

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 4 前条第2項または第3項の規定により月払の保険契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第4条＜第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合＞

- 1 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する給付金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき給付金等から差し引きます。また、第2回以後の保険料について、主約款または特約の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき給付金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、支払うべき給付金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。

特約

責任開始期に関する特約

第1回保険料（注1）の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

- 3 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約の特約条項に規定する保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

（注1） 第1項の規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2） 主約款または特約の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第5条＜第1回保険料が払い込まれないことによる無効＞

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約および付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
- 2 前項の規定によって主契約および特約を無効とした場合、保険料積立金その他払戻金の払い戻しはありません。

第6条＜特約の解約＞

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第7条＜第1回保険料の払込前の保険契約の解約払戻金＞

第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約払戻金はありません。

第8条＜主約款の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条＜保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料口座振替特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険料口座振替特約の＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞の規定、＜第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

- (2) 振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、つぎのとおり取り扱います。

- ① 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となったとき（第1回保険料から口座振替を行う場合で、提携金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかったときを含みます。）

- (7) 月払の保険契約の場合

- (a) 翌月の振替日に第2回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

- (b) (a)の口座振替も不能となった場合は、翌々月の振

替日に第3回保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

(a) 振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(b) (a)の口座振替も不能となった場合は、振替日の属する月の翌々月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となったとき（①に該当する場合を除きます。）

(ア) 月払の保険契約の場合

翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。

(イ) 年払または半年払の保険契約の場合

振替日の属する月の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。

(3) 前号の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、この特約または主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条＜保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合の特則＞

この特約を保険料クレジットカード支払特約とあわせて主契約に付加した場合には、保険料クレジットカード支払特約の＜第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱＞の規定および＜契約日等の特則＞の規定は適用しません。

第11条＜団体取扱特約等とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合の特則＞

この特約を団体取扱特約、準団体取扱特約、集団取扱特約または特別集団取扱特約（以下、「団体取扱特約等」といいます。）とあわせてがん保険以外の主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 団体取扱特約等の＜契約日の特則＞の規定は適用しません。

(2) 第2条＜責任開始期および契約日＞および第3条＜第1回保険料の払込および猶予期間等＞の規定を、つぎのとおり読み替えます。この場合、第1回保険料を給与から控除する日または指定口座から団体の口座に振り替える日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）を「振替日等」とします。

第2条＜責任開始期および契約日＞

主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 振替日等の属する月の始期を主契約の責任開始期とします。

(2) 前号の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算

します。

第3条<第1回保険料の払込および猶予期間等>

- 1 保険契約者は、第1回保険料を払込期月内に会社に払い込んでください。
- 2 第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の末日までとします。
- 3 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

(3) 第1回保険料をつぎの方法以外で払い込む場合は、前号および第2条第3項の規定は適用しません。

- ① 給与から控除したうえで会社に払い込む方法
- ② 指定口座から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む方法

第12条<がん保険に付加した場合の特則>

(記載省略)

第13条<被保険者に関する告知が不要な保険契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

第14条<健康割引特約とあわせて主契約に付加した場合の特則>

(記載省略)

特約

責任開始期に関する特約

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

＜就労所得保障保険〔無解約払戻金〕＞

項 目	必 要 書 類
給付金 ・ 短期回復支援給付金 ・ 長期療養支援給付金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者が国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定されている旨を証する書類 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
長期給付無事故支払金	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
解約等 ・ 解約 ・ 給付金月額の変額	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
保険料の払込方法（回数）の変更	・ 会社所定の請求書
保険契約者の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者の住民票 ・ 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書
受取人による保険契約の存続	・ 会社所定の請求書 ・ 受取人の印鑑証明書 ・ 受取人の戸籍抄本 ・ 債権者等への支払を証する書類

＜指定代理請求特約＞

項 目	必 要 書 類
指定代理請求による 給付金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による給付 金等の支払	・主約款または付加特約の特約条項に定める給付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表
1

別表 21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に收容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める医療施設（介護療養型医療施設など）を除きます。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 60 就労困難状態

対象となる就労困難状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 在宅療養

「在宅療養」とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 医師による治療(注1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅等（障害者支援施設などを含みます。）で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(注2)、自宅等からの外出が困難な状態(注3)。

(注1) 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。

(注2) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。

(注3) 「自宅等からの外出が困難な状態」とは、つぎのすべてに該当するものをいいます。

- ① 病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅等に制限され

ていること

- ② 上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因に基づくこと

(2) つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

短期回復支援給付金の支払	別表61に定める特定障害状態に該当した状態(注4)
長期療養支援給付金の支払	国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(注5、6)

(注4) 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態は、別表61に定める特定障害状態に該当した状態とみなします。

(注5) 国民年金の保険料未納等の特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、会社が認めた期間は、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。

(注6) 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合で、精神障害以外の障害または病状が障害等級2級に満たない状態を除きます。

別表 61 特定障害状態

対象となる特定障害状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

	状 態
1. 眼の障害	両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
2. 聴覚の障害	両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
3. そしゃく・嚥下機能の障害	そしゃく・嚥下の機能を欠くもの
4. 音声または言語機能の障害	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
5. 肢体の障害	(1) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの (2) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの (3) 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの (4) 1 上肢のすべての指を欠くもの (5) 1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの (6) 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの (7) 両下肢のすべての指を欠くもの (8) 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの (9) 1 下肢を足関節以上で欠くもの (10) 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの (11) 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
6. その他の特定の障害	(1) 心臓移植を受けたもの (2) 人工心臓を装着したもの (3) CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの (4) 永続的な人工透析療法施行中のもの (5) 人工肛門を永久的に造設し、かつ、新膀胱を永久的に造設したものまたは尿路変更術を施したもの (6) 人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常

	時施行を必要とする) 状態にあるもの
7. 上記1～6以外の障害	(1) 歩行や身の回りのことはある程度できるが、介助が必要なこともあり、軽労働や座業（例えば軽い家事、事務など）もできない状態 (2) 常に介助を必要とし、自力では屋外への外出が不可能であり、終日就床を強いられる状態

(備考)

1. 眼の障害

- (1) 「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - ② 両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
 - ③ 両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、 $I/2$ の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの（左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものをいう。）。なお、ゴールドマン視野計の $I/4$ の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有しているもの
- (2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。
- (3) 視力の測定値は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定したものをを用います。
- (4) 視野の測定は、ゴールドマン視野計および自動視野計またはこれらに準ずるものをを用いて行います。ゴールドマン視野計による場合、中心視野の測定には $I/2$ の視標を用い、周辺視野の測定には $I/4$ の視標を用います。

2. 聴覚の障害

- (1) 「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、周波数500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、c デシベルとしたとき、両耳の平均純音聴力レベル値 $= (a + 2b + c) / 4$ が90デシベル以上のもの、または80デシベル以上で、かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が30%以下のものをいいます。

語音明瞭度 = 正答語音数 / 検査語数 $\times 100$ (%)

- (2) 聴力の測定は、オーディオメータ（JIS規格またはこれに準

ずる標準オーディオメータ)で行います。

- (3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とします。

3. そしゃく・嚥下機能の障害

「そしゃく・嚥下の機能を欠くもの」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないもの、および、経口的に食物を摂取することが極めて困難なもの（食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のもの）をいいます。

(注) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

4. 音声または言語機能の障害

「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (1) 発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらかまたは両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないもの
- (2) 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち3種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの
- (3) 喉頭全摘出手術を受け、発音に関わる機能を喪失したもの
- (注) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

5. 肢体の障害

- (1) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基節骨の基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指を基節骨の基部から欠き、有効長が0のものをいいます。
- (2) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、1指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (3) 「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- ① 不良肢位で強直しているもの
- ② 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもの

- ③ 筋力が著減または消失しているもの
- (4) 「1上肢のすべての指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、有効長が0のものをいいます。
- (5) 「1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癥痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれが無いのと同程度の機能障害があるものをいいます。
- (6) 「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の最大他動可動域が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもので、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」または日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいいます。

*日常生活における動作

- ア さじで食事をする
イ 顔を洗う（顔に手のひらをつける）
ウ 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）
エ 用便の処置をする（尻のところに手をやる）
オ 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）
カ 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）

- (7) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。
- (8) 「1下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合を含みます。
- ① 不良肢位で強直しているもの
② 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもの
③ 筋力が著減または消失しているもの
- (9) 「1下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
- (10) 「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の最大他動可動域が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ筋力が半減しているもので、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」または日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいいます。

*日常生活における動作

- ア 片足で立つ
イ 歩く（屋内）
ウ 歩く（屋外）

エ 立ち上がる オ 階段を上る カ 階段を下りる

- (11) 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助器具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

6. その他の特定の障害

- (1) 「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。
- (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (3) 「新膀胱」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、膀胱の蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (4) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

別表 62 日割計算表

つぎの算式によって計算される金額とします。

1. 第1回の支払基準日以後、第6回の支払基準日の前日までの期間
 $\text{短期回復支援給付金月額} \div 30 \times \text{保険契約が継続した日数}$
2. 第6回の支払基準日以後、第17回の支払基準日の前日までの期間
 $\text{短期回復支援給付金月額} \div 30 \times \text{就労困難状態に該当した日数}$
3. 第17回の支払基準日以後の期間
 $\text{長期療養支援給付金月額} \div 30 \times \text{就労困難状態に該当した日数}$

(注1) 短期回復支援給付金月額または長期療養支援給付金月額は、保険契約が消滅した日または被保険者が就労困難状態ではなくなった日の金額とします。

(注2) 「保険契約が継続した日数」または「就労困難状態に該当した日数」は、30日を超える場合は30日とします。また、支払基準日に保険契約が消滅したときまたは被保険者が就労困難状態ではなくなったときは1日とします。

(注3) 1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。

- つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

- ※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はお相談ください。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



6 給付金等のお受取り

担当代理店 またはアフラック

2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



5 お支払い

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00

●月曜日～金曜日（祝日を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyu>

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込の撤回または解除について）
- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 告知義務について
- 保障の開始について
- 保険料のお払込方法について
- 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

2018年4月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種手続き

コールセンター 0120-5555-95